

部落差別は、明治以後

なぜ残されてきたのでしよう②

「解放令」が出された背景

明治四年に出された「解放令」は、差別されてきた被差別部落の人たちの法制的な身分をなくしたのですから、大きな意義がありました。しかし、明治新政府が本当に人権の大切さを認めて出されたのではありませんでした。

一片の布告によって「たるべきこと」といっても具体的な施策がなかったため、部落問題は解決しませんでした。「解放令」が（一枚の紙切れ）と言われるのは、このことを指しています。

それでは、なぜ「解放令」を出したのでしょうか。江戸幕府の政策は、世の中の変化に対応できなくなり、

明治維新を迎えましたが、明治新政府は方針の一つに「身分制度をなくして日本を近代化する」ということを柱にしました。これは日本が近代国家として諸外国と肩を並べていくためには、どうしても必要なことだったからです。

この方針を具体化するため、翌明治二年三月、政府が諸藩の代表の意見を聞くために設けた「公議所」に賤民身分を廃止し部落を解放すべきであるという意見が多く出されるようになりました。

提案の中には、身分を解放して北海道の開発のため移住させるといふものや、軽減していた租税を平民並みにして増収を図る。また、部落のある所は道路の里数から除いて

いる不合理などが議論されています。中でも加藤弘之は、天賦人權論を背景に、「同じ人間を外に取り扱うのは天理にそむき、対外的にも国の恥である」と訴えましたが、中には、本当に部落の人たちの解放を考へての意見とは思われないものもありました。

一方、高知県出身の大江卓は、次のような「建白書」を二度にわたり政府に提出しました。

穢多非人廃止建白書（要約）
○賤称を廃止し平民籍に編入すること

○政府は、勸業局を設け、部落有産者よりの出資を政府資金として貸し付け、事業をおこさせること

○外国から技術者を雇い、牧

畜・製酪・製靴等の技術を習得させること

○壮健な若者を消防夫・ポリスマン・警戒兵等に採用すること

○特に貧しい者には、一定の土地を与えること

大江卓の建白書は、単なる解放令の布告だけでは、

解放令の成果はあがらない。身分の解放と職業、経済的な裏付けを一体として

とらえ、真実の解放を図ろうとする、当時としては、すばらしい発想でした。この建議が解放令布告の直接の契機となりました。

このような、部落解放への世論や建白とは別に、部落の人々の闘い「渋染一揆」に見られるような差別からの解放を要求する闘いも、解放令を出させる大きな力となったことも見逃すことはできません。



前浜地区での同和教育推進講座